

大阪府雇用促進支援金 募集要項

— 目 次 —

I. 大阪府雇用促進支援金の概要

1. 趣旨	2
2. 支給対象者	2
3. 支給額	3

II. 支給要件

1. 事業主の要件	3
2. 被雇用者の要件	5

III. 申請手続き

1. 手続きの主な流れ	7
2. 申請方法	8

IV. 雇用促進支援金の支給

1. 雇用促進支援金の支給の決定、通知	12
2. 雇用促進支援金の支払	12

V. その他

VI. 申請・問合せ先

申請に必要な書類	14
----------	----

様式・記入例	18
--------	----

雇入れ日により「申請期限」が異なります

雇入れ日	令和3年12月1日から 令和4年3月31日までの 間に雇入れ	令和4年4月1日から 令和4年6月30日までの 間に雇入れ	令和4年7月1日から 令和4年9月30日までの 間に雇入れ
申請期限	令和4年 <u>8月31日</u> (水)	令和4年 <u>11月30日</u> (水)	令和5年 <u>1月31日</u> (火)

I. 大阪府雇用促進支援金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大阪府内の雇用情勢が悪化している状況において、事業主による労働者の雇用の促進を図り、もって失業者の早期の就業に資するため、求職者を雇い入れ、一定期間雇用した事業主※に対し、雇用等に要する費用を支援する「大阪府雇用促進支援金」（以下「雇用促進支援金」という。）を支給します。

※事業主とは、法人、個人事業主等または法人格のない任意団体をいいます。

2. 支給対象者

大阪府緊急雇用対策特設ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載している民間人材サービス事業者の求人特集を通じて、令和2年4月1日以降に失業状態になった大阪府内に住所を有する求職者を、雇い入れた事業主

- ・ 法人や団体の規模（資本金や従業員数）、事業主の所在地が大阪府内であることは問いません。
- ・ ホームページに求人特集を掲載している民間人材サービス事業者及びその親会社、子会社、兄弟会社等は対象外です。
- ・ 国、地方公共団体、宗教上の組織または団体、政党その他の政治団体は対象外です。

大阪府緊急雇用対策特設ホームページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoutaisaku_tokuset/index.html



3. 支給額

(1) 正規雇用労働者の雇入れ 25万円(1人当たり)

ここでいう正規雇用労働者とは、労働契約の期間の定めがない労働者です。

(2) 非正規雇用労働者の雇入れ 12.5万円(1人当たり)

ここでいう非正規雇用労働者とは、労働契約の期間の定めがある労働者です。

- ・(1)(2)ともに、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ雇用保険が適用されている必要があります。
- ・同一の事業主が同一人物を複数回雇用しても支給対象となるのは1度のみです。
- ・同一の事業主が申請できる人数に制限はありません。

II. 支給要件

1. 事業主の要件

(1) ホームページに掲載している民間人材サービス事業者の求人特集に、求人を掲載したこと。

(2) 上記II 1 (1)の求人に応募があった者を令和3年12月1日から令和4年9月30日の間に雇入れ、労働契約の期間の初日(以下「雇入れ日」という。)から起算して3か月を経過する日までの間、継続して雇用していること。なお、当該応募は令和2年10月1日以降であること。

(例 雇入れ日が令和4年8月10日の場合、令和4年11月9日まで継続して雇用することが要件となります。)

- ・派遣労働者(いわゆる常用雇用型派遣を除く)としての雇入れや、請負契約は対象外です。
- ・3か月の雇用期間中に賃金(労働基準法に規定する休業手当等を含む)を支給しない無給の日があった場合(被雇用者の自己都合による欠勤であることが大阪府で確認できた場合を除く)、対象外です。育児休業給付金等は賃金に含みません。

(3) 雇い入れた者(以下「被雇用者」という。)を雇用保険に加入させていること。

他の事業主が被雇用者を雇用保険に加入させている場合(今回の雇入れが副業等の場合)は、対象外です。

(4) 支給申請日の前日を起算日とする過去1年間に、労働基準法その他の関係法令の違反歴がないこと。

(5) 反社会的勢力との関係を有しないこと。

事業主が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）でないことをいいます。

また、従業員、職員または使用人に暴力団員または暴力団密接関係者がいないことをいいます。

(6) 法人が罰金の刑に処せられた場合、または個人が禁錮以上の刑に処せられた場合、その刑の執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から1年を経過していること。

(7) 公正取引委員会から排除措置命令または納付命令を受けた場合、その必要な措置が完了した日またはその納付が完了した日から1年を経過していること。

2. 被雇用者の要件

(1) 令和2年4月1日以降に失業状態になったこと。

【離職した方】

- ・令和2年4月1日以降、離職した方が対象です。※前職の労働契約の期間の末日が、令和2年3月31日の方も対象です。

【卒業等した方】

- ・令和2年4月1日以降、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等（以下「学校等」という。）に在籍しなくなり、その後就職していない方が対象です。※令和2年3月31日まで学校等に在籍し、令和2年4月1日以降、就職していない方も対象です。

【在学中の方】

- ・在学中の方は対象外です。
- ・ただし、学生の身分を有していても、夜間学部の学生等、雇用保険被保険者となる学生で令和2年4月1日以降に失業状態になった方は対象です。
- ・いわゆる新卒採用は対象外です。

【法人等の代表者・役員等ではなくなった方、個人事業主等で事業を廃業した方】

- ・令和2年4月1日以降、法人等の代表者または役員等ではなくなり、もしくは個人事業主等で事業を廃業し、その後就職していない方が対象です。※令和2年3月31日に法人等の代表者または役員等ではなくなり、もしくは個人事業主等で事業を廃業し、その後就職していない方も対象です。

(2) P3 II 1 (1) の求人に関し、令和2年10月1日以降応募したこと、またはホームページ内の求職者情報登録フォームに求職者情報を登録したことにより求人企業等（事業主）からいわゆる逆求人（オファー、スカウト）を受けたこと。

当該求人特集を通じて雇い入れる前に、雇い入れることが決まっていた（採用を内定していた）場合は支給対象となりません。

(3) P3 II 1 (1) の求人に関し、応募した日、またはホームページ内の求職者情報登録フォームに求職者情報を登録したことにより求人企業等（事業主）からいわゆる逆求人（オファー、スカウト）を受けた日において、住所が大阪府内にあること。

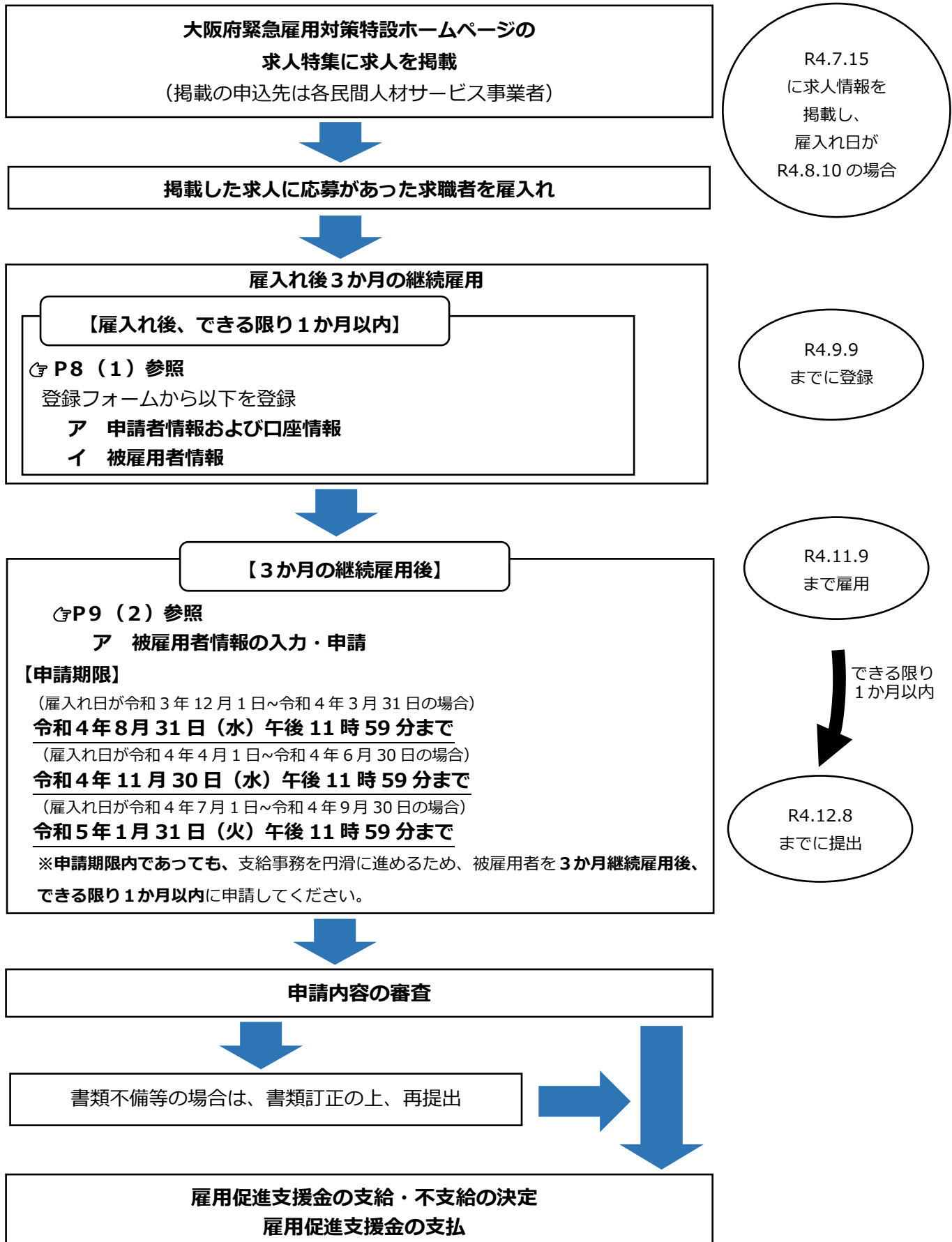
- ・採用決定後、勤務地の事情により大阪府内から大阪府外に住所を移した方も対象です。
- ・勤務地が大阪府内であることは問いません。

(4) 反社会的勢力との関係を有しないこと。

暴力団員または暴力団密接関係者でないことをいいます。

Ⅲ.申請手続き

1. 手続きの主な流れ



2. 申請方法

・オンラインで申請してください。オンライン申請が困難な場合には、郵送等による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

(1) 雇入れ後、できる限り1か月以内

被雇用者の雇入れ日からできる限り1か月以内に、ホームページの登録フォームから、以下ア、イの登録を行ってください。

※過去に申請したことのある方は、アの登録は行わずに、イの登録へお進みください。(P10の『2回目以降の申請について』参照)

ア 申請者情報および口座情報の登録

・「1. 申請者の情報」及び「2. 振込口座に関する情報」に必要事項を入力の上、「3. 添付書類」に振込口座先の確認ができる書類(P16 9参照)の画像をアップロードの上登録し、「確認」ボタンをクリックしてください。なお、申請者が個人事業主等または法人格のない任意団体の場合は、代表者の本人確認ができる書類(P16 10参照)の画像をアップロードの上登録してください。

・登録後に「My ページ(事業者情報)」が表示されるとともに、登録があったメールアドレス宛にメールでも通知されます。お問合せの際等に必要となりますので、印刷やメモを取るなどにより、大切に保管してください。

イ 被雇用者情報の登録

・上記アの登録後、メールにより被雇用者情報の登録用 URL をお知らせします。当該 URL から被雇用者情報の登録を行ってください。

※「2.申請完了確認」の「申請完了しますか?」の項目は、必ず「いいえ」を選択し「申請」ボタンをクリックしてください。

※登録のあった内容について、雇用促進支援金の審査・支給に関する事務に必要な情報に限り、採用に至った求人サイトを運営する民間人材サービス事業者に提供し、求人特集への求人掲載の事実を確認します。

(2) 3か月の継続雇用後

ア 被雇用者情報の入力・必要書類の申請

被雇用者を3か月継続雇用後、P8の被雇用者情報の登録用URLから、「雇用保険被保険者番号」および「3か月継続雇用の状況」を入力し、申請に必要な書類（P14以降参照）をアップロードし、誓約・同意事項の確認（※）を行ったうえで、「申請」ボタンをクリックしてください。

この「申請」ボタンのクリックをもって、申請が完了したこととなります。以後の修正はできませんので、「申請」ボタンをクリックする前に、再度申請内容に誤りが無いかご確認ください。

（※）「2. 申請完了確認」の「申請完了しますか？」の項目を、「はい」に変更することで、申請に必要な書類のアップロードや誓約・同意事項をチェックできます。

【申請期限】

令和4年8月31日（水）午後11時59分まで

雇入れ日が令和3年12月1日～
令和4年3月31日の場合

令和4年11月30日（水）午後11時59分まで

雇入れ日が令和4年4月1日～
令和4年6月30日の場合

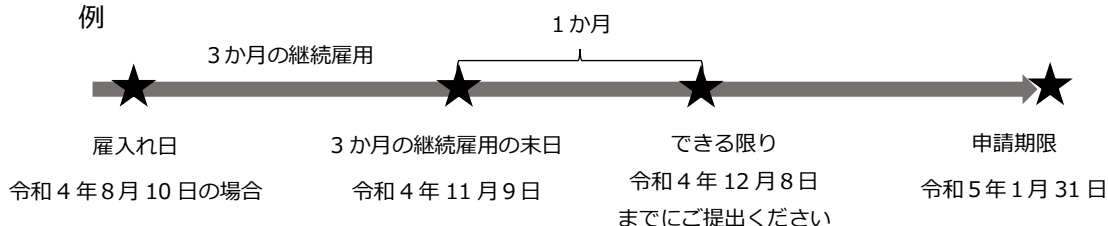
令和5年1月31日（火）午後11時59分まで

雇入れ日が令和4年7月1日～
令和4年9月30日の場合

※郵送の場合は当日の消印有効

※提出期限内であっても、支給事務を円滑に進めるため、被雇用者を3か月継続雇用後、
できる限り1か月以内に申請してください。

例



【2回目以降の申請について】

※府 HP の登録フォームから新規登録はしないでください（登録フォームからの登録は、1 事業者あたり 1 回限りとしてください）。

1 【雇入れ後、できる限り 1 か月以内】

- ・初回の登録時に通知のあった被雇用者情報の登録用 URL または My ページ（事業者情報）URL から、被雇用者情報の登録を行ってください。（P8（1）参照）

申請者情報及び口座情報の登録（P8（1）ア）は2回目以降の申請の場合は、不要です。

2 【3か月の継続雇用後】

- ・上記 1 の URL から、入力内容を確認・修正、申請に必要な書類のアップロード、誓約・同意事項の確認のうえ登録を行ってください。（P9（2）参照）

- ・「郵送または持参による申請の場合」

必要事項を記載のうえ申請書類の提出をして下さい。（P11 参照）

※初回の登録内容は Web 上で変更ができませんので、内容の変更があれば、雇用促進支援金事務局まで電話にてご連絡ください。

【インターネット環境が無い方などオンライン申請が困難な方の申請について】

- ・次の場所において、申請に必要な書類を配架します。市区町村の窓口や商工会・商工会議所においても配架します。

エル・おおさか本館 1階

〔住所〕大阪府中央区北浜東 3-14

- ・被雇用者を3か月の継続雇用後、大阪府雇用促進支援金申請書（申請者等の情報）（様式1）、大阪府雇用促進支援金申請書（被雇用者の情報）（様式2）、誓約・同意書（様式3）に必要な事項を記載し、申請に必要な書類（P14以降参照）を全て揃えて、雇用促進支援金事務局に郵送もしくは持参してください。

※消すことができるボールペンや鉛筆などの筆記具は使用不可です。

※（様式1）（様式2）（様式3）は「申請番号」を除く必要事項を全て記入してください。

【郵送について】

- ・必ず「レターパックライト」をご利用ください。（郵便物の追跡ができます）
- ・郵送前には、「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・現在（消費税増税後）の「レターパックライト」は370円です。消費税増税前に購入された「レターパックライト」をご利用される際は、差額分の切手を貼ってご利用ください。

【持参について】

- ・オンライン申請及び郵送による提出と同様に、受け付けた順番で審査します。
- ・持参の際に、提出書類の確認及び審査は行いません。提出書類に不備がある場合は、改めて雇用促進支援金事務局より連絡します。

申請書類の提出先

大阪府雇用促進支援金事務局

〔住所〕〒540-0031 大阪府中央区北浜東 3-14 エル・おおさか

〔開設時間〕平日の午前9時から午後6時まで

〔電話番号〕06-4794-7050

《申請書類に不足・不備があった場合》

- ・申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合は、申請書に記載の連絡先に雇用促進支援金事務局から連絡いたします。
 - ※ 追加書類や修正後の書類については、「再申請サポートページ」より、Web を活用してご提出いただけます。ご利用については個別にご案内します。
 - インターネット環境が無い方は、特定記録や書留、レターパック等、記録が残る郵便により送付してください。郵便物の表面には、「不足（修正）書類在中」と記載してください。（提出先は P13 参照）
- ・申請書類の提出が全て確認できた後、審査を行います。審査後は、申請書類を一切返却しません。

《申請に関する事前相談受付》

申請に関することについて、雇用促進支援金事務局で対面による事前相談を受け付けます。完全予約制のため、雇用促進支援金事務局に電話（06-4794-7050）にてご予約ください。

IV. 雇用促進支援金の支給

1. 雇用促進支援金の支給の決定、通知

- （1）審査の結果、申請内容が適正と認められる場合は予算の範囲内で雇用促進支援金を支給します。
- （2）雇用促進支援金を支給する決定をした場合は、登録のあった金融機関口座への入金をもって、支給決定の通知とします。

また、雇用促進支援金を支給しない決定をした場合は、後日、文書にて不支給に関する通知をします。

2. 雇用促進支援金の支払

雇用促進支援金は、雇用促進支援金事務局より、登録のあった金融機関口座に振り込みます。

V. その他

1. 支給決定の取消し、違約金及び延滞金

雇用促進支援金支給の決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽等が発覚した時は、雇用促進支援金の支給決定を取り消します。

雇用促進支援金が支給されている場合、申請者は、定められた期日までに雇用促進支援金を返還しなければなりません。期日を過ぎた場合は、延滞金を支払わなければなりません。

さらに、虚偽等があった場合は、違約金を支払わなければなりません。

2. 雇用促進支援金の支給要件を満たしていないことが判明した場合は、その旨を速やかに届ける必要があります。

届出をされる方は、雇用促進支援金事務局までご連絡ください。

3. 雇用促進支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、申請者の活動状況等に関する調査等を実施することがあります。

4. 申請に関する情報を税務情報に使用することがあります。

5. 個人情報について、雇用促進支援金の審査・支給に関する事務に必要な限りにおいて、大阪府が一部事務委託している事業者や採用に至った求人サイトを運営する民間人材サービス事業者と共有する場合があります。

6. 申請に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

VI. 申請・問合せ先

大阪府雇用促進支援金事務局

〔住所〕 〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか

〔開設時間〕 平日の午前9時から午後6時まで

〔電話番号〕 06-4794-7050

申請に必要な書類

1. 大阪府雇用促進支援金申請書（申請者等の情報）（様式1）
2. 大阪府雇用促進支援金申請書（被雇用者の情報）（様式2）
3. 誓約・同意書（様式3）
4. 労働契約の期間の確認ができる書類
【労働条件通知書または雇入れ通知書等の写し】
5. 被雇用者を雇用保険に加入させていることの確認ができる書類
【雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し】
6. 被雇用者を3か月継続して雇用していることの確認ができる書類
【給与明細または賃金台帳の写し】
7. 被雇用者が求人への応募等の時点で大阪府内に住所を有することの確認ができる書類
8. 被雇用者が令和2年4月1日以降に失業状態になったことの確認ができる書類
【履歴書の写し】（7及び8共通）
9. 振込先の確認ができる書類（2回目以降の申請では提出不要）
【通帳等の写し】
10. 個人事業主等または任意団体の代表者の本人確認ができる書類（2回目以降の申請では提出不要）
【運転免許証等の写し】

1. 大阪府雇用促進支援金申請書（申請者等の情報）（様式1）

登録フォームへ必要事項を入力してください。（印刷不要）

2. 大阪府雇用促進支援金申請書（被雇用者の情報）（様式2）

登録フォームへ必要事項を入力してください。（印刷不要）

3. 誓約・同意書（様式3）

登録フォームで全ての誓約・同意事項を確認のうえチェックを入れてください。（印刷不要）

※チェックが1つでも漏れている場合は、支給対象にはなりません。

4. 労働契約の期間の確認ができる書類

・次のいずれかの写しを提出してください。ただし、雇い入れた事業主名、被雇用者名がわかるものに限りです。

○労働条件通知書	○雇入れ通知書	○労働契約書
○その他労働契約の期間の確認ができる書類		
※外国人を雇い入れた場合は、在留カード等在留資格の確認ができる書類の写しも併せて提出してください。		

【労働条件通知書】【雇入れ通知書】は、労働契約を締結する際に、事業主が労働者に労働条件を明示するための書類です。なお、労働基準法により、労働契約の期間などの労働条件は書面の交付による労働者への明示が義務付けられています。

5. 被雇用者を雇用保険に加入させていることの確認ができる書類

・被雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しを提出してください。

【雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）】とは、事業主が雇い入れた労働者の雇用保険の資格取得届をハローワークに行い、被保険者となったことが確認された場合に、ハローワークから事業主に通知される書類です。

6. 被雇用者を3か月継続して雇用していることの確認ができる書類

・雇入れ日から起算して3か月が経過する日までを含む被雇用者の給与明細または賃金台帳の写しを提出してください。（例 雇入れ日が令和4年8月10日の場合、令和4年11月9日までを含む被雇用者の給与明細または賃金台帳の写し）

7. 被雇用者が求人への応募等の時点で大阪府内に住所を有することの確認ができる書類

8. 被雇用者が令和2年4月1日以降に失業状態になったことの確認ができる書類

【7及び8共通】

- ・失業状態になった年月日（離職日等）の記載がある履歴書の写しを提出してください。
※確認する事項は氏名、住所、失業状態になった年月日（離職日等）です。それ以外の情報は、あらかじめ被雇用者が黒色で塗りつぶしたうえで提出していただいて構いません。
- ・なお、失業状態になった年月日（離職日等）の記載がある履歴書の写しが提出できない場合は、P17『«参考»履歴書の写しが提出できない場合の代替書類』の2に記載の書類を提出してください。

9. 振込先の確認ができる書類

- ・大阪府雇用促進支援金申請書（様式1）に記載した振込口座（法人名義、個人事業主等または任意団体の場合は代表者名義）の通帳の写し（通帳の1ページ目の見開きのコピー）を提出してください。
- ・ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、ネットバンキングの支店名・口座・名義人がわかるページの写しを提出してください。

※2回目以降の申請で変更が無い場合は提出不要です。

10. 個人事業主等または任意団体の代表者の本人確認ができる書類

- ・次のいずれかの写しを提出してください。いずれの場合も申請を行う日において有効なものに限ります。

※2回目以降の申請で変更が無い場合は提出不要です。

- | | |
|--|--------------------------|
| ○運転免許証(表・裏の両方) | ○各種健康保険証(表・裏の両方) |
| ○住民基本台帳カード(表面) | ○パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄) |
| ○マイナンバーカード(表面) | ○在留カード(表・裏の両方) |
| ○特別永住者証明書(表・裏の両方) | |
| ○外国人登録証明書(表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限る。) | |

◀参考▶履歴書の写しが提出できない場合の代替書類

以下、1及び2について必要な書類をそれぞれ提出してください。

1. 被雇用者が求人への応募等の時点で大阪府内に住所を有することの確認ができる書類（P16の7関係）

・次のいずれかの写しを提出してください。いずれの場合も申請を行う日において有効なものに限ります。

- 運転免許証(表・裏の両方)
- 各種健康保険証(表・裏の両方) ※雇用促進支援金の申請をする雇入れに伴い加入した健康保険証は除く
- マイナンバーカード(表面) ○パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)
- 住民基本台帳カード(表面) ○在留カード(表・裏の両方) ○特別永住者証明書(表・裏の両方)
- 外国人登録証明書(表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限る。)
- 住民票(マイナンバーの記載のないもの)の写し

2. 被雇用者が令和2年4月1日以降に失業状態になったことの確認ができる書類（P16の8関係）

・次のいずれかの写しを提出してください。

(1) 就業していた方

- ・雇用保険受給資格者証(第1面)の写しを提出してください。
- ・雇用保険受給資格者証(第1面)の写しが提出できない場合は、以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

- 雇用保険被保険者離職票-1(雇用保険被保険者資格喪失確認通知書)
- 前職の事業主が発行する離職日の確認ができる書類(退職証明書等)
- その他離職年月日の確認ができる書類

【雇用保険受給資格者証】は、雇用保険の給付を受け取る資格を証明するものです。

【雇用保険被保険者離職票-1(雇用保険被保険者資格喪失確認通知書)】は、失業者が雇用保険の受給手続きをする際に必要となる書類で、事業主が離職証明書をハローワークに提出後、ハローワークから事業主に対して発行されるものです。

(2) 中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍していた方

以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

- ・卒業した方 ○卒業証書 ○卒業証明書 ○その他卒業年月日の確認ができる書類
- ・退学した方 ○退学証明書 ○その他退学の年月日の確認ができる書類

(3) 法人等の代表者または役員等ではなくなった方

登記事項証明書等、代表者または役員等ではなくなった年月日の確認ができる書類の写しを提出してください。

(4) 個人事業主等で事業を廃業した方

受付印が押印された、税務署に提出する廃業届や都道府県税事務所に提出する廃業の申告書等、個人事業主等で事業を廃業した年月日の確認ができる書類の写しを提出してください。

1及び2共通事項

※確認する事項は氏名、住所、失業状態になった年月日(離職日等)です。それ以外の情報は、あらかじめ被雇用者が黒色で塗りつぶしたうえで提出していただいても構いません。

※上記の代替書類が提出できない場合は、離職日等を被雇用者から聞き取ったうえで、P22の申立書を提出してください。

(様式 1) ※オンライン申請の場合は申請フォームへの入力のみ (印刷不要)

<法人用>大阪府雇用促進支援金 申請書
(申請者等の情報)

大阪府知事 様

令和 年 月 日

申請回数	<input type="checkbox"/> 1回目
	<input type="checkbox"/> 2回目以降

大阪府雇用促進支援金 募集要項の内容を了承の上、大阪府雇用促進支援金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報

申請番号 (9桁)	
--------------	--

法人番号 (13桁)			
法人名フリガナ			
法人名			
本社所在地の郵便番号			
本社所在地 (都道府県)		本社所在地 (市区町村)	
本社所在地 (町字名)		本社所在地 (番地等)	
代表者氏名フリガナ			
代表者氏名			
代表者役職			
代表者住所の郵便番号			
代表者住所 (都道府県)		代表者住所 (市区町村)	
代表者住所 (町字名)		代表者住所 (番地等)	
代表者生年月日			性別
業種 (※)			
連絡先	申請担当者名		メールアドレス
	電話番号		

(※) 産業分類一覧 (日本標準産業分類 (平成 26 年 4 月 1 日施行) (総務省) より作成) の小分類コード番号を記載してください。

2. 振込口座に関する情報

金融機関名			
支店名		金融機関コード	
預金種目		支店コード	
振込先名義 (カタカナ)		口座番号	

(様式 1) ※オンライン申請の場合は申請フォームへの入力のみ (印刷不要)

＜個人事業主等・法人格のない任意団体用＞
大阪府雇用促進支援金 申請書 (申請者等の情報)

大阪府知事 様

令和 年 月 日

申請回数	<input type="checkbox"/> 1回目 <input type="checkbox"/> 2回目以降
------	--

大阪府雇用促進支援金 募集要項の内容を了承の上、大阪府雇用促進支援金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報

申請番号 (9桁)	
--------------	--

屋号 (団体名) フリガナ			
屋号 (団体名)			
主たる事業所所在地の 郵便番号			
主たる事業所所在地 (都道府県)		主たる事業所所在地 (市区町村)	
主たる事業所所在地 (町字名)		主たる事業所所在地 (番地等)	
代表者氏名フリガナ			
代表者氏名			
代表者役職			
代表者住所の郵便番号			
代表者住所 (都道府県)		代表者住所 (市区町村)	
代表者住所 (町字名)		代表者住所 (番地等)	
代表者生年月日			性別
業種 (※)			
連絡先	申請担当者名		メールアドレス
	電話番号		

(※) 産業分類一覧 (日本標準産業分類 (平成 26 年 4 月 1 日施行) (総務省) より作成) の小分類コード番号を記載してください。

2. 振込口座に関する情報

金融機関名			
支店名		金融機関コード	
預金種目		支店コード	
振込先名義 (カタカナ)		口座番号	

大阪府雇用促進支援金 申請書 (被雇用者の情報)

申請番号(9桁)

特設サイト求職登録番号

雇入れ区分	<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用	
氏名フリガナ		
氏名		
求人への応募日又は逆求人 (オファー、スカウト)を した日における住所	応募等の年月日	郵便番号
	都道府県	市区町村
	町字名	番地等
雇用保険被保険者番号	—	
3か月継続雇用の状況	3か月継続雇用の末日	
	3か月の雇用期間中に、賃金(手当等を含む) を支給しない無給の期間の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り
雇用期間の定めの有無	<input type="checkbox"/> 定め無し <input type="checkbox"/> 定め有り	1週間あたりの 所定労働時間 時間
失業の状況	<input type="checkbox"/> 離職 <input type="checkbox"/> 卒業(退学) <input type="checkbox"/> その他 (失業状態になった年月日:)	
採用に至った 求人サイト名称(※)	サイト番号	
	サイト名称	

(※)大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している「民間人材サービス事業者一覧」をご参照ください。

特設サイト求職登録番号

雇入れ区分	<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用	
氏名フリガナ		
氏名		
求人への応募日又は逆求人 (オファー、スカウト)を した日における住所	応募等の年月日	郵便番号
	都道府県	市区町村
	町字名	番地等
雇用保険被保険者番号	—	
3か月継続雇用の状況	3か月継続雇用の末日	
	3か月の雇用期間中に、賃金(手当等を含む) を支給しない無給の期間の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り
雇用期間の定めの有無	<input type="checkbox"/> 定め無し <input type="checkbox"/> 定め有り	1週間あたりの 所定労働時間 時間
失業の状況	<input type="checkbox"/> 離職 <input type="checkbox"/> 卒業(退学) <input type="checkbox"/> その他 (失業状態になった年月日:)	
採用に至った 求人サイト名称(※)	サイト番号	
	サイト名称	

(※)大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している「民間人材サービス事業者一覧」をご参照ください。

申請番号(9桁)

誓約・同意書

私は、「大阪府雇用促進支援金(以下「雇用促進支援金」という。)」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約・同意致します。

記

※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

申請要件を全て満たしています。	<input type="checkbox"/>
宗教上の組織又は団体、政党その他の政治団体(法人でない場合は、その代表者又は管理人)ではありません。	<input type="checkbox"/>
大阪府緊急雇用対策特設ホームページに求人特集を掲載する民間人材サービス事業者及びその親会社等、子会社等、兄弟会社ではありません。	<input type="checkbox"/>
派遣労働者(いわゆる常用雇用型派遣を除く)としての雇入れや、請負契約ではありません。	<input type="checkbox"/>
当該求人特集を通じて雇い入れる前に、雇い入れることが決まっていた(採用を内定していた)ものではありません。	<input type="checkbox"/>
今回雇用促進支援金を申請する被雇用者について、過去1度も雇用促進支援金の支給を受けていません。	<input type="checkbox"/>
申請に関する被雇用者の個人情報の取得及び提出については、本人の同意を得ています。	<input type="checkbox"/>
申請書類に記載された内容に虚偽等が判明した場合は、雇用促進支援金の返還と違約金の支払いに応じます。	<input type="checkbox"/>
大阪府が、申請者の活動状況等に関する調査等を実施する場合は、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
大阪府が申請に関する情報を税務情報として使用することに同意します。	<input type="checkbox"/>
個人情報について、雇用促進支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が一部事務委託している事業者及び採用に至った求人サイトを運営する民間人材サービス事業者に提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
支給申請日から過去1年間に、労働基準関係法令の違反歴はありません。	<input type="checkbox"/>
申請書類に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

大阪府知事 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者名 _____

(参考様式)

令和 年 月 日

大阪府知事 様

所在地
名称
代表者

大阪府雇用促進支援金 申立書

被雇用者のうち下記の者については、募集要項に記載の申請に必要な書類のうち「8. 被雇用者が令和2年4月1日以降に失業状態になったことの確認ができる書類」として、失業状態になった年月日（離職日等）の記載がある履歴書の写し及びそれに代替する書類の提出ができないため、前職の離職日について本人から以下のとおり聞き取りましたので申し立てます。

記

	(フリガナ) 氏名	前職の離職年月日
1		
2		
3		

(行が不足する場合は、適宜行の追加をして下さい。)

記入例（法人）

（様式1） ※オンライン申請の場合は申請フォームへの入力のみ（印刷不要）

<法人用>大阪府雇用促進支援金 申請書 （申請者等の情報）

大阪府知事 様

提出時に手書きにて
ご記入ください。

令和 年 月 日

申請回数

- 1回目
 2回目以降

大阪府雇用促進支援金 募集要項の内容を了承の上、大阪府雇用促進支援金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報

Webによる登録をしていない方は空欄で結構です。

申請番号
(9桁)

AB1234567

法人番号 (13桁)	●●●●●●●●●●●●●●●●		
法人名フリガナ	カブシキガイシャコヨウタロウ		
法人名	株式会社雇用太郎		
本社所在地の郵便番号	●●●●●●●●		
本社所在地 (都道府県)	●●県	本社所在地 (市区町村)	●●市●●区
本社所在地 (町字名)	●●町	本社所在地 (番地等)	●-●-●
代表者氏名フリガナ	コヨウ タロウ		
代表者氏名	雇用 太郎		
代表者役職	代表取締役		
代表者住所の郵便番号	●●●●●●●●		
代表者住所 (都道府県)	●●県	代表者住所 (市区町村)	●●市●●区
代表者住所 (町字名)	●●町	代表者住所 (番地等)	●-●-●
代表者生年月日	19●●年●月●日		性別 ●
業種 (※)	●●		
申請担当者名	就業 次郎	メールアドレス	●●●●@●●●●.jp
電話番号	●●●●●●●●		

2回目以降の申請をする場合は、申請番号を入力してください。「1. 申請者の情報」及び「2. 振込口座に関する情報」が自動反映されます。

全角で入力してください。

全角で入力してください。

複数の事業を営んでいる場合は、主なものを1つ記載してください。

通帳に記載の名義を正確にご記入ください。
(記載内容に誤りがあると振込みエラーとなり、支給に時間を要する場合があります。)

ゆうちょ銀行もご指定いただけますが、記載方法が複雑ですので、下記リンクをご参照ください。
https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html

2. 振込口座

金融機関名	●●銀行		
支店名	●●支店	金融機関コード	●●●●
預金種目	普通	支店コード	●●●
振込先名義			

Webで登録した内容は、決定ボタンを押した後修正できませんので、決定ボタンを押す前に改めて入力内容のご確認のをお願いします。
なお、内容の変更がある場合は、雇用促進支援金事務局まで電話にてご連絡ください。

記入例（個人・任意団体）

（様式1） ※オンライン申請の場合は申請フォームへの入力のみ（印刷不要）

<個人事業主等・法人格のない任意団体用>

大阪府雇用促進支援金 申請書（申請者等の情報）

大阪府知事 様

提出時に手書きにて
ご記入ください。

令和 年 月 日

申請回数

- 1回目
 2回目以降

大阪府雇用促進支援金 募集要項の内容を了承の上、大阪府雇用促進支援金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報

Webによる登録をしていない方は空欄で結構です。

申請番号
(9桁)

A B 1 2 3 4 5 6 7

屋号（団体名）フリガナ	オオテヤ		
屋号（団体名）	大手屋		
主たる事業所所在地の郵便番号	●●●●●●●●		
主たる事業所所在地（都道府県）	●●県	主たる事業所所在地（市区町村）	●●市●●区
主たる事業所所在地（町字名）	●●町	主たる事業所所在地（番地等）	
代表者氏名フリガナ	コヨウ タロウ		
代表者氏名	雇用 太郎		
代表者役職	代表取締役		
代表者住所の郵便番号	●●●●●●●●		
代表者住所（都道府県）	●●県		市●●区
代表者住所（町字名）	●●町		●●
代表者生年月日	19●●年●月●日		性別 ●
業種（※）	●●		
申請担当者名	就業 次郎	メールアドレス	●●●●@●●●●.jp
電話番号	●●●●●●●●		

全角で入力してください。

全角で入力してください。

役職名が特に無ければ「無し」と入力してください。

主たる事業所所在地と住所が同じ場合も入力ください。

複数の事業を営んでいる場合は、主なもの1つ記載してください。

2回目以降の申請をする場合は、申請番号を入力してください。「1. 申請者の情報」及び「2. 振込口座に関する情報」が自動反映されます。

通帳に記載の名義を正確にご記入ください。
(記載内容に誤りがあると振込みエラーとなり、支給に時間を要する場合があります。)

業種分類（平成26年4月1日施行）（総務省）より作成)の小分類コード番号を記載してください。

2. 振込口座

に関する情報

ゆうちょ銀行もご指定いただけますが、記載方法が複雑ですので、下記リンクをご参照ください。

https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html

金融機関名	●●銀行		
支店名	●●支店	金融機関コード	●●●●
預金種目	普通	支店コード	●●●
振込先名義			

Webで登録した内容は、決定ボタンを押した後修正できませんので、決定ボタンを押す前に改めて入力内容のご確認のをお願いします。

なお、内容の変更がある場合は、雇用促進支援金事務局まで電話にてご連絡ください。

(様式 2) ※オンライン申請の場合は申請フォームへの入力のみ (印刷不要)

大阪府雇用促進支援金 申請書 (被雇用者の情報)

Web による登録をしていない方は空欄で結構です。

申請番号 (9桁) A B 1 2 3 4 5 6 7

特設サイト求職登録番号 7 6 5 4 3 2 1

雇用保険被保険者番号 **いずれかを必ず入力してください。**

氏名フリガナ オオサカ ジロウ

被雇用者が特設ホームページに登録した場合に発行される番号です。被雇用者から聞き取って以下いずれかの番号をご入力ください。
1. 求職者登録をしている方：その番号
2. 登録していない方：「0」

氏名 大阪 次郎

求職者(逆求人)を募集した年月日 2022年7月25日

都道府県 大阪府

町字名 ●●町

**例：労働契約期間の初日：2022年8月10日
3か月継続雇用の末日：2022年11月9日**

雇用保険被保険者番号 ● ● ● ● - ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

3か月継続雇用の状況 3か月継続雇用の末日 2022年11月9日

3か月の雇用期間中に、賃金(手当等を含む)を支給しない無給の期間の有無
 無し 有り **いずれかを必ず入力してください。**

雇用期間の定めの有無
 定め無し 定め有り **いずれかを必ず入力してください。** 期間あたりの労働時間 30時間

失業の状況
 離職 卒業(退学) その他
(失業状態になった年月日：2022年●月●日)

採用に至った求人サイト番号 01
求人サイト名称 (※) ●●●●●●●●●● **2022年3月31日まで、企業や団体、学校等に在籍していた方、または個人事業主等であった方は、2022年4月1日と記入してください。**

(※) 大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している「民間人材サービス事業者一覧」をご参照ください。

インターネット環境が無い方は、申請・問い合わせ窓口までお問い合わせください。 特設サイト求職登録番号

氏名フリガナ

氏名

求人への応募日又は逆求人(オファー、スカウト)をした日における 応募等の年月日 郵便番号 都道府県 市区町村

雇用保険被保険者番号

様式2は被雇用者2名分の申請をする場合の様式です。
○1名の申請の場合 様式2の下段は記入不要です。
○3名以上の申請の場合 様式2を必要部数コピーして申請してください。

3か月継続雇用の状況

雇用期間の定め

失業の状況
 離職 卒業(退学) その他
(失業状態になった年月日：)

採用に至った求人サイト番号

求人サイト名称 (※) サイト名称

(※) 大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している「民間人材サービス事業者一覧」をご参照ください。

(様式3) ※オンライン申請の場合は申請フォームへの入力のみ(印刷不要)

Webによる登録をしていない方は空欄で結構です。

申請番号(9桁)

誓約・同意書

私は、「大阪府雇用促進支援金(以下「雇用促進支援金」という。)」の支給を申請するに当たり、下記の内容に同意致します。

募集要項P3の「II.支給要件」をご確認ください。

記

チェックが1つでもない場合は、支給要件を満たしません。全項目を確認のうえ、チェックしてください。

※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

申請要件を全て満たしています。	<input type="checkbox"/>
宗教上の組織又は団体、政党その他の政治団体(法人でない場合は、その代表者又は管理人)ではありません。	<input type="checkbox"/>
大阪府緊急雇用対策特設ホームページに求人特集を掲載する民間人材サービス事業者及びその親会社等、子会社等、兄弟会社ではありません。	<input type="checkbox"/>
派遣労働者(いわゆる常用雇用型派遣を除く)としての雇入れや、請負契約ではありません。	<input type="checkbox"/>
当該求人特集を通じて雇い入れる前に、雇い入れることが決まっていた(採用を内定していた)ものではありません。	<input type="checkbox"/>
今回雇用促進支援金を申請する被雇用者について、過去1度も雇用促進支援金の支給を受けていません。	<input type="checkbox"/>
申請に関する被雇用者の個人情報の取得及び提出については、本人の同意を得ています。	<input type="checkbox"/>
申請書類に記載された内容に虚偽等が判明した場合は、雇用促進支援金の返還と違約金の支払いに応じます。	<input type="checkbox"/>
大阪府が、申請者の活動状況等に関する調査等を実施する場合は、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
大阪府が申請に関する情報を税務情報として使用することに同意します。	<input type="checkbox"/>
個人情報について、雇用促進支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が一部事務委託している事業者及び採用に至った求人サイトを運営する民間人材サービス事業者に提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
支給申請日から過去1年間に、労働基準関係法令の違反歴はありません。	<input type="checkbox"/>
申請書類に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

大阪府知事 様

所在地 _____

名称 _____

代表者名 _____